【様式２】

暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書

平成　　年　　月　　日

川崎市長　あて

法人名

所在地

代表者氏名

「川崎駅東口駅前広場における広告物社会実験」の申込にあたり、川崎市暴力団排除条例第２条第１号から第３号、第５号に該当するもの及び暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの（以下「排除対象者」という。裏面参照）に該当しないことを誓約します。

また、次の者については、役員に排除対象者がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を、必要に応じ、神奈川県警察本部に照会することについて、同意します。

役 員 等 氏 名 一 覧 表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役職名 | （フリガナ）氏　　名 | 生年月日 | 性別 | 住所 |
|  | (　　　　　　　　　) | T・S・H・　・ |  |  |
|  | (　　　　　　　　　) | T・S・H・　・ |  |  |
|  | (　　　　　　　　　) | T・S・H・　・ |  |  |
|  | (　　　　　　　　　) | T・S・H・　・ |  |  |
|  | (　　　　　　　　　) | T・S・H・　・ |  |  |
|  | (　　　　　　　　　) | T・S・H・　・ |  |  |
|  | (　　　　　　　　　) | T・S・H・　・ |  |  |

法人その他の団体においては全ての役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）を記載してください。

川崎市暴力団排除条例（抜粋）

(定義)

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

（２）暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

（３）暴力団員等　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。

（４）暴力団排除　暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。

（５）暴力団経営支配法人等　法人その他の団体（以下「法人等」という。）であってその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに暴力団員等に該当する者があるもの又は暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。

（中略）

(市の契約事務における暴力団排除)

第７条　市は、公共工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの(法人等にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。)の市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

※ 「暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの」には、下記も含まれます。

・神奈川県暴力団排除条例第２３条第１項に違反している事実がある

・神奈川県暴力団排除条例第２３条第２項に違反している事実がある